

# S A G A 2 0 2 4 県外競技リハーサル大会に係る傷害保険・賠償責任保険仕様書

## 1 業務目的

S A G A 2 0 2 4 県外競技リハーサル大会の開催準備及び開催期間中（以下「期間中」という。）の次の項目に備え、S A G A 2 0 2 4 実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が民間保険に加入する。

- (1) 参加又は従事する者が、期間中に実行委員会等の管理下のもと本業務の従事中に発生した急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合
- (2) 施設の管理者や行事の運営上のミスなどにより、第三者に損害を与える法律上の賠償責任を負った場合
- (3) 期間中に使用する物品が火災・盗難若しくは取扱い上の不注意により損壊した場合
- (4) 期間中に使用する借用器具が保管または使用中に、取り扱い上の不注意による損壊によって、法律上の賠償責任を負担しなければならない場合

## 2 保険の種類

傷害保険、賠償責任保険とする。

なお、別表に記載する補償内容と同等のものであれば保険種類を問わない。

## 3 保険期間

令和5年9月9日（土）午前0時から令和5年10月30日（月）午後12時までとする。

ただし、救護施設等での医療行為に係る賠償事故については、期間中に発生し、別紙に定める期間内に発見されたものを対象とする。

## 4 契約の方法

包括契約とする。

## 5 保険金の支払い

### (1) 死亡保険金

傷害事故を直接の原因として、当該事故の日より180日以内に死亡した場合に支払うものとする。

### (2) 後遺障害保険金

傷害事故を直接の原因として、当該事故の日より180日以内に後遺障害を生じた場合、個別の仕様書に定めた額を最高限度額として支払うものとする。

(3) 入院保険金

入院した日数に応じ、事故のあった日より180日を限度とし、支払うものとする。

(4) 通院保険金

通院した日数に応じ、事故のあった日から180日までの間において90日を限度として支払うものとする。

6 保険料の支払い

保険料の支払いは前金払の方法によるものとする。

ただし、傷害保険については、保険期間終了後、実際の人数に基づき算出された確定保険料とあらかじめ支払った保険料の差額を清算する。また、賠償責任保険については、対象物品等の変更があった場合には事前に報告の上、変更契約することとする。

7 保険対象者

(1) 傷害保険

個別の仕様書のとおり。

ただし、医師、看護師の名簿は従事日までに受託者に提出する。医師、看護師以外の名簿は実行委員会各被保険者の備え付けとし、保険金の支払いが生じる場合、又は疑義が生じた場合に提出する。

(2) 賠償責任保険

個別の仕様書のとおり。

8 その他

- (1) 本仕様書に定めにない事項は、本保険契約にかかる普通保険約款、特別約款、特別条項及び特約書の定めるところとする。
- (2) その他、必要な事項については、実行委員会と協議の上、定めることとする。
- (3) 事故発生時の支援業務について代理店を設ける場合は、その代理店の商号、代表者、住所、電話番号を契約時に届け出ること。